

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び 傷病手当金の支給について

令和4年度の府中市国民健康保険運営協議会（以下、「運協」）でご報告いたしました標記の件について、次のとおり変更がありましたので、報告いたします。

1 国民健康保険税の減免（令和5年度分）

令和5年度分については、国からの財政支援が無くなる旨の通知がありましたので、実施いたしません。

なお、令和4年度分については、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するケース等について、令和5年度までは国からの財政支援が受けられるため、財政支援の申請期限に間に合わせるため、令和5年11月30日を申請期限とします。

2 傷病手当金の支給

国民健康保険における傷病手当金の支給額につきましては、国が定める期日までに支給対象期間が始まる分であれば全額財政支援されることになっています。

本市では、その期日を「支給対象期間の始期の終了日」として、府中市国民健康保険条例施行規則に定めており、令和4年度第4回運協において、この日は令和5年3月31日と報告しましたが、国からの財政支援の期間が延長されたことに伴い、当該期日を令和5年5月7日に更新しております。

これにより、「令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルス感染症」の療養のために労務に服することができなかった期間に対して、引続き傷病手当金申請の相談を受け付け、適切に対応してまいります。

なお、申請期限につきましては、傷病手当金の請求権の消滅時効が完成するまでとなり、具体的には労務不能であった日ごとにその翌日から起算され、その消滅時効の期間は2年となります。